

9 発達に関すること（療育）

1 療育相談等を受けるには

児

＜障がい児全般を対象とした窓口は、次の機関へ＞

児童相談所 (108 ページ参照)	外来相談、電話相談を実施しています。
保健福祉事務所 (104 ページ参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの心とからだの相談事業」を実施しています。 ・乳幼児健康診査で要経過観察と診断された児とその保護者に個別相談・集団指導を行います。
市町村	市町村家庭児童相談担当部署において相談を実施しています。
障がい者総合 支援センター (106 ページ参照)	障がい保健福祉圏域（サービス提供のための広域市町村圏）ごとに療育に係る相談・指導及び各種サービスの調整を一体的に行います。
信濃学園	心身の発達について気がかりな児童の家庭での療育のための相談事業「こまくさ教室」を実施しています。 〒390-1401 松本市波田 4417-8 電話 0263-92-2078 FAX 0263-92-5729

＜発達障がい児（者）を対象とした窓口は、次の機関へ＞

発達障がい者 支援センター	精神保健福祉センター内の発達障がい者支援センターで電話による相談をお受けします。 〒381-8577 長野市大字下駒沢 618-1 （長野県立総合リハビリテーションセンター施設内） 電話 026-266-0280
------------------	---

2 通所による療育・訓練を受けるには

(1) 障がい児通所支援事業

以下4つのサービスが受けられます。

児童発達支援 (福祉型・医療型)	未就学の障がい児が通所により、日常生活における基本的動作や知識技能を習得するとともに、集団生活に適応できるよう指導、訓練、治療等を行います(治療は医療型のみ)。
放課後等デイサービス	就学している障がい児が、放課後や夏休み等の学校の休業日に通所により、生活能力の向上のための必要な訓練を行うとともに、社会との交流ができるよう指導、訓練を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	障がい児が、重度の障害の状態等にあり、児童発達支援(福祉型・医療型)又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた場合、居宅において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用又は利用予定の障がい児が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、訪問支援員が保育所等を訪問し、支援することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

<上記のサービスの給付決定や利用者負担等について>

利用できる方	市町村が調査・判定し、給付決定を行います。
利用者負担	所得に応じて負担額が異なります。 詳しくは市町村にお問い合わせください。
施設所在地	長野県公式ホームページに社会福祉施設名簿を掲載しています。 ホーム>健康・医療・福祉>福祉一般>社会福祉法人・施設 >社会福祉施設名簿
窓 口	市町村障がい福祉担当課

(2) 障がい児通園施設利用児療育支援事業

児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する障がい児のいる世帯で、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所等に通所している場合、利用者負担を軽減します。

軽減率	2人以上の就学前児童が保育所等に通園している世帯の場合 (1) 2人目 …………… 50%軽減 (2) 3人目以降 …… 100%軽減
窓 口	市町村障がい福祉担当課

(3) 障がい児(者)施設訪問看護サービス事業

56 ページをご覧ください。

(4) 保育所(障がい児保育)

集団保育が可能な障がい児を受け入れます。

窓 口	市町村等の設置主体に利用申込みをしてください。
-----	-------------------------

3 入所による保護・療育・訓練を受けるには

児

(1) 福祉型障害児入所施設（長野県信濃学園）

18歳未満の障がい児が入所し、保護及び独立自活に必要な知識や技能等について指導、訓練を受けます（信濃学園の事業の詳細は、下記をご覧ください）。

(2) 医療型障害児入所施設

18歳未満の障がい児が入所し、治療を受けるとともに、保護及び独立自活に必要な知識・技能を習得し、日常生活の指導を受けます。

利用できる方	児童相談所長の決定、又は児童相談所において調査・判定し、保健福祉事務所で給付決定を行います。
利用者負担	所得に応じて負担額が異なります。 詳しくは保健福祉事務所福祉課にお問い合わせください。
施設所在地	長野県公式ホームページに社会福祉施設名簿を掲載しています。 ホーム>健康・医療・福祉>福祉一般>社会福祉法人・施設 >社会福祉施設名簿
窓 口	児童相談所、保健福祉事務所福祉課、利用希望施設

★長野県信濃学園のご案内

信濃学園では、利用者（主に知的障がい児）の方に豊かな生活の場を提供するために、保護者や関係機関と連携しながら、一人ひとりに適した支援を実施しています。

<施設の設置・運営について>

- ・設 置 長野県
- ・運 営 社会福祉法人 長野県社会福祉事業団

<信濃学園では、在宅の障がい児の療育支援のために、以下の事業も行っています。>

こまくさ教室	心身の発達に心配のあるお子さんの家庭での療育方法等について、医療・保健・福祉等の専門家が相談に応じます。
短期入所	在宅の障がい児者等の介護者が、一時的に家庭において介護できないとき等に、当該障がい児者を介護します。 利用希望者は、お住まいの市町村障がい福祉担当課へお問い合わせください。
日中一時支援	障がいのあるお子さんについて、保護者の就労又は休息等のために、信濃学園で日中お預かりして支援を行います。 利用希望者は、お住まいの市町村障がい福祉担当課へお問い合わせください。
お問い合わせ先	長野県信濃学園 〒390-1401 松本市波田 4417-8 電話 0263-92-2078 F A X 0263-92-5729 ホームページ https://nagano-swc.com/shinano/